

介護予防・日常生活支援 総合事業のご案内



介護予防・日常生活支援総合事業とは？

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に向けて、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されています。

要介護状態予防のために、地域で社会参加できる機会を増やしていくこと、あるいは介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするために、地域全体で高齢者を支えることが大切です。そのための仕組みとして、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されました。

越 生 町

介護予防・日常生活支援総合事業の特徴

◎多様な主体による多様なサービスを展開していきます

高齢者を含めた幅広い世代の住民・ボランティア・事業者等、様々な人・団体の活動を支援し、高齢者に対するサービスを提供します。

◎社会参加の視点を取り入れた介護予防を促進します

「心身機能」だけでなく、「参加」、「活動」の視点を介護予防に取り入れることで、高齢者が地域や社会の中での役割を持ちながら、いきいきとした生活を継続することを目指します。

◎平成28年3月に介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行しました

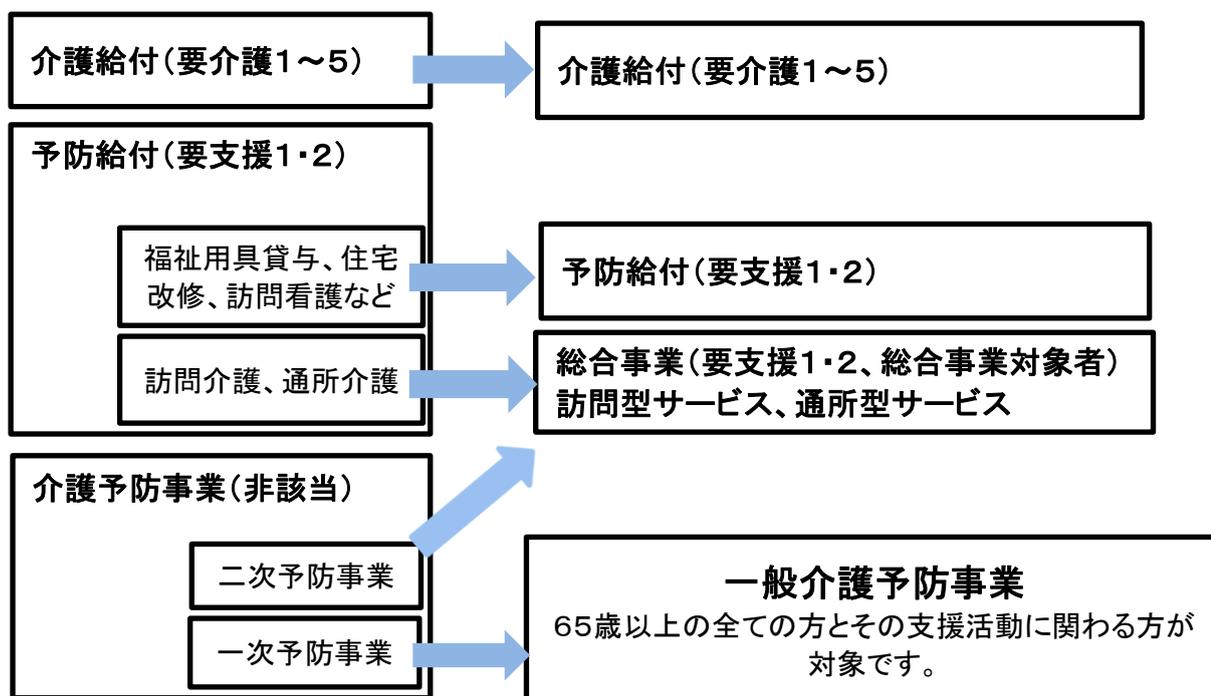
予防給付(要支援の人に対するサービス)のうち介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)、介護予防通所介護(デイサービス)を総合事業に移行し、町の事業(サービス)として実施しています。

また、これらの事業以外に、越生町独自の基準による訪問型サービス、通所型サービスを実施しています。

※利用される方がどのサービスを利用したらいいかについては、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーが、本人の意向や心身の状態等を確認したうえで決定します。



※介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外の要支援者に対するサービス(介護予防福祉用具貸与、介護予防住宅改修など)は、これまでどおり予防給付の中で提供します。



◎サービス利用手続きの一部を簡素化します

介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみの利用を希望する方は、基本チェックリストに回答することで要介護認定を受けずにサービスを利用できるようになります。

利用の手続き

要支援1、2の方、閉じこもりがちな方など

ご担当のケアマネジャーや越生町役場・健康福祉課 または
地域包括支援センターに、お困りの内容やご希望を相談します。

平成28年3月1日～

基本チェックリスト(7ページ)で
サービス事業対象者か判定※1

非該当
一般介護予防事業

※1)40～64歳の方が
総合事業を利用する
際は、必ず要支援認定
が必要です。

サービス事業対象者
(要支援1・2相当)

非該当

要支援1・2

要介護1～5

基本チェックリストで
サービス事業対象者か判定

非該当
一般介護予防事業

サービス事業対象者として
被保険者証を交付

訪問型サービス・
通所型サービス
のみの利用対象者

訪問型・通所型サー
ビス以外のサービス
利用対象者

介護予防・生活支援
サービス事業の対
象にはなりません。

審査結果が記載された被保険者証を交付

介護予防サービス計画作成・
介護予防ケアマネジメント依頼の届出

居宅サービス計画
作成依頼の届出

介護予防・生活支援サービスの利用計画を
一緒につくります

ケアプランの作成・サービス
利用についての相談

介護予防・生活支援サービス事業

介護保険サービス

一般介護予防事業

全ての高齢者が利用できます。事業対象者等の判定は不要です。
各事業ごとに利用の手続きは変わります。

介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービスの一覧

○介護予防訪問介護(ホームヘルプ) ※国基準相当

「予防訪問介護(介護保険)」相当のサービスです。
ホームヘルパーがご自宅を訪問し、食事や入浴など
日常生活上の支援を行います。

越生町地域包括支援センター
(保健センター内)

☎ 049-292-5505

または、ご担当のケアマネジャー

- ★週1回程度の利用 1,176円/月
- ★週2回程度の利用 2,349円/月 (要支援2相当)
- ★週2回を超える利用 3,727円/月 (要支援2相当に限ります)

○越生町地域支え合いサービス補助金事業 ※町独自基準

要支援者及び基本チェックリスト該当者の方で、越生町社会福祉協議会が実施する越生町
地域支え合いサービス(訪問型サービスB)事業をご利用の方に対して、利用料のうち1時間40
0円を補助します。

健康福祉課 高齢者介護担当

☎ 049-292-3121

通所型サービスの一覧

○介護予防通所介護(デイサービス) ※国基準相当

「予防通所介護(介護保険)」相当サービスです。介護
予防を目的に、食事や入浴などの日常生活上の支援や、
運動器の機能向上のための支援を日帰りで行います。

越生町地域包括支援センター
(保健センター内)

☎ 049-292-5505

または、ご担当のケアマネジャー

- ★週1回程度の利用 1,672円/月
- ★週2回程度の利用 3,428円/月 (要支援2相当)

○いきいき元気体操教室(短期集中予防サービス) ※町独自基準

運動器の機能向上を図ることを目的とし、健康運動指導士による
筋トレやボールを使用した体操を行います。また、栄養管理や口腔
機能を向上するため、無理のない簡単な体操を楽しみながら
行うことができます。

越生町地域包括支援センター
(保健センター内)

☎ 049-292-5505

★無料

**※介護予防訪問介護(ホームヘルプ)、介護予防通所介護(デイサービス)の金額は、
自己負担が1割の方の目安です。**

一般介護予防事業

越生町地域包括支援センター
(保健センター内)

○リフレッシュ体操教室(運動サポーターによる体操教室) ☎ 049-292-5505

運動サポーター養成講座修了者とエンカサイズ(演歌に合わせて行う体操)を
楽しく行う教室です。※祝祭日休み。日程はお問い合わせください。

会場	対象地区		曜日	時間
やまぶき 公民館	A	越生東1・越生東2・如意・ しらさぎ・如意東・鹿下・ 大谷・古池・黒岩	第1木曜日	午後1時30分から 午後2時30分
	B	河原・新宿・上町・仲町・ 本町・上台・西和田	第2木曜日	
地域交流 センター	上野1・上野2・唐沢・上野東		第1・2木曜日	午後1時30分から 午後2時30分
梅園コミュ ニティ館	津久根・小杉・麦原・上谷・成瀬・ 龍ヶ谷・大満・黒山・堂山		第1・3水曜日	午前10時から 午前11時

○介護予防講演会

年齢を重ねても心身ともに健康な生活を送れるように、講話と実技を学びます。

○運動サポーター養成講座

介護予防のための運動を習得して、運動の楽しさや心地よさを広めていく指導員を養成する講座です。

○うめりんお達者倶楽部

65歳以上の方が対象です。目標のお店を決めて20個スタンプを集めるとプレゼントがもらえます。町内の公共施設も実施しています。

★いずれも無料

Q & A

Q いつから総合事業を利用できますか？

A 越生町では平成28年3月1日以降、総合事業を利用できます。現在、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用している方は、有効期間に関わらず平成28年3月1日より総合事業のサービスをご利用いただきます。

Q 今まで来ていたヘルパーさんは今後も来てくれますか？
これまでのデイサービスに同じように通えますか？

A どの事業所のサービスを利用するかは、ご本人の意向、心身の状態や生活状況を確認した上で、ケアマネジャーと相談しながら決めることとなります。これまで利用していた事業所が総合事業のサービスを提供している場合には利用を継続することができますので、地域包括支援センターやご担当のケアマネジャーにご相談ください。

Q 町独自の基準によるサービスと、従来のサービスとの違いは何ですか？

A 町独自の基準によるサービスは、総合事業対象者の状態などを考慮して、越生町独自の基準（人員配置や利用料など）を設定したサービスです。従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の利用者には、これまでと同程度のサービスが提供されるようにしています。（サービスの選択は本人の意向、心身の状態や生活状況を踏まえて行います。）

Q 総合事業を利用するにはどうすればいいですか？

A 地域包括支援センターまたはご担当のケアマネジャーにご相談ください。
※新規でサービスを利用する場合は、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。

Q 要介護の人でも総合事業の訪問型サービス、通所型サービスを利用できますか？

A 総合事業は、要支援1、2または総合事業対象者の方が利用できるサービスです。（3ページ参照）。要介護1～5の方は介護給付のサービスをご利用いただけます。（利用にあたっては、ケアマネジャーにご相談ください）

基本チェックリスト

生活状況などを確認するため、
以下の質問に回答いただきます。

記入日： 年 月 日 ()

住所	〒		希望するサービス
氏名		生年月日	明・大 昭・平 年 月 日
No	質問項目		いずれかに○をお付けください
1	バスや電車で1人で外出していますか		はい いいえ
2	日用品の買い物をしていますか		はい いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか		はい いいえ
4	友人の家を訪ねていますか		はい いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか		はい いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか		はい いいえ
7	椅子に座った状態からも何もつかまらずに立ち上がっていますか		はい いいえ
8	15分位続けて歩いていますか		はい いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか		はい いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか		はい いいえ
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか		はい いいえ
12	身長	cm 体重 kg (BMI=) (注)	はい いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか		はい いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか		はい いいえ
15	口の渇きが気になりますか		はい いいえ
16	週に1回以上は外出していますか		はい いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか		はい いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか		はい いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか		はい いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか		はい いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない		はい いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった		はい いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる		はい いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない		はい いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする		はい いいえ

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が18.5未満の場合に該当する。

事業対象者に該当する基準

①No.1～20のうち、10項目以上に該当	(複数の項目に支障)
②No.6～10のうち、3項目以上に該当	(運動機能の低下)
③No.11～12の2項目とも該当	(低栄養状態)
④No.13～15のうち、2項目以上に該当	(口腔機能の低下)
⑤No.16～No.17のうち、No16に該当	(閉じこもり)
⑥No.18～20のうち、1項目以上に該当	(認知機能の低下)
⑦No.21～25のうち、2項目以上に該当	(うつ病の可能性)

このパンフレットに関する問い合わせ

越生町役場 健康福祉課 高齢者介護担当
住所 埼玉県入間郡越生町大字越生900番地2
☎049-292-3121

越生町地域包括支援センター(保健センター内)
住所 埼玉県入間郡越生町大字越生917番地
☎049-292-5505

